

協同組合資本を巡る議論について

—国際会計基準IAS32号改訂における出資金の取扱いと協同組合陣営の対応—

はじめに

協同組合の出資金を資本ではなく負債とする国際会計基準IAS32号の修正公開草案が2002年6月に公表されて以来、内外の協同組合関係者において協同組合の資本問題に対する関心が高まっている。そして、本年5月に開催された日本協同組合学会第23回春季研究大会においても、「協同組合の資本問題と会計制度」として資本と会計面から協同組合の本質を議論するためのシンポジウムが開かれた。本稿は、そこで行われた報告及び議論等も踏まえ、国際会計基準IAS32号における協同組合の出資金の取扱いと協同組合陣営の対応等について情報提供を行うものである。

1 国際会計基準について

まず、協同組合学会によるシンポジウムが開かれる契機となった、国際会計基準とは何かについて、整理しておきたい。

1973年に先進9か国、16の職業会計士団体の合意によって、国際的に認められる会計基準を設定・普及することを目的に国際会計基準委員会（IASC：International Accounting Standards Committee）が設立された。このIASCが設定・公表した財務諸表作成に関する国際的統一のための会計基準を、国際会計基準（IAS：International Accounting Standards）とよんでいる。

現在でこそIASは米国会計基準と並んで世界の2大会計基準の一つとなっているが、IASC設立後しばらくは統一的な国際基準の設定について、大きな進展はみられなかった。

それは、IASCが民間団体の集合体として設立されたため法的な強制力がなく、各国の会計基準を容認するかたちで、IASを作成したためである。例えばひとつの取引に複数の会計処理が認められるなど、当初のIASは実効性がないものだった。

しかし、1987年主要国の市場規制機関で構成する証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions、現在日本では金融庁がメンバー）がIASCへの参加を表明したことで、IASも転機を迎える。

1995年にIASCはIOSCOと、IOSCOの指定したコアスタンダードと呼ばれる基準（国境を超えて上場及び公募をする企業が提出する財務諸表作成のための基準）を作成することに合意する。そして2000年5月にはIOSCOが、IASCの作成したそれらの基準と解釈指針を承認し、それによりIASは公的機関のいわばお墨付きを得ることとなったのである。同年6月には、欧州委員会（EC）が、2005年1月1日以降に開始する事業年度からEU域内の上場企業の連結決算にIASの採用を義務付ける方針を発表し、以後、世界各国でIASを採用する動きが広がっている。

IASCは、2001年に国際会計基準審議会（IASB：International Accounting Standards Board）に再編され、会計基準設定主体としての独立性をより強めている。また米国会計基準との統合の取組みにも乗り出しており、02年9月には、米国財務会計基準審議会（FASB）との共同会議において、中長期的

に国際会計基準と米国会計基準を可能な範囲で収斂する方針が決められ（ノーウォーク合意）、現在、会計基準の両者の差異を埋めるための共同プロジェクトが進んでいる。

なおIASBの発足に伴い、先のIASCが作成したIAS基準とその解釈指針、財務諸表作成および表示に関するフレームワーク、さらにIASBが新たに作成する基準などを総称し、国際財務報告基準（IFRS：International Financial Reporting Standards）と呼ぶことになった。

2 IAS32号における協同組合の出資の取扱い

IASBは、上記のEU域内への導入を控え、現行基準の改定と新しい基準の設定等数多くのプロジェクトに取り組んでいる。そして今回問題となっているIAS32号「金融商品：開示と表示」（注1）についても、2001年8月には、その適用と導入を単純化するための改善プロジェクトに着手することが発表され、02年6月には、それが「IAS32号『金融商品：開示と表示』およびIAS第39号『金融商品：認識と測定』の修正公開草案」として公表された。そして、その修正案のなかで協同組合の出資金は、組合員の請求によって償還を義務付けられているため、負債に区分するとされたのである。

EUにおけるIASを含むIFRSの導入は上場企業の連結財務諸表に対するものであるが、非上場企業への適用は各国の任意とされており（注2）、またIFRSの適用は協同組合も例外ではないため（注3）、欧州の協同組合組織における反発は非常に強いものとなった。

（注1）IAS32号は、金融商品の開示およびそれらを負債に分類するか資本に分類するかの基準である。

（注2）西川郁生「国際財務報告基準（IFRS）の国際的な利用状況と適用上の問題点（案）」

2004年3月9日 金融庁ホームページ
(<http://www.fsa.go.jp/>)

（注3）IFRS序文に、「IFRSは営利事業体の一般目的財務諸表へ適用するために作成されるが、そこには配当や経済便益を直接もしくは比例的に所有者、組合員、参加者に支払う相互保険会社、相互協同組織体を含む」とある。

3 IAS32号改訂への協同組合陣営の反論

協同組合陣営からの反論のいくつかを紹介すると、まずICAのイアン・マクドナルド事務局長は、2003年11月に公表した「国際会計基準の提案は協同組合のアイデンティティの脅威である」のなかで、出資金を資本でなく、負債とみなすことは、協同組合事業体の所有者が誰かという考え方を根本的に変える深刻な問題であるとした。そして、もしそれが受け入れられれば、協同組合のバランスシートへ悪影響を与えまた協同組合事業の資金調達を困難にし、事業の存続に脅威をもたらすとして、各国の協同組合組織に、国内及び国際的なレベルで協同組合の存続を確かにするための具体的な行動を起こすことを要請した。

また欧州協同組合銀行協会（EACB）は、2003年10月に公表した「協同組合資本における出資とは何か？」のなかで協同組合の出資金は、①協同組合事業体の損失を課せられるという意味でリスクがあること、②協同組合が解散する時にすべての組合員に準備金に対する権利を与えていること、③会計年度末に配当可能利益から配当金を得られること、④譲渡・流通が可能であること、⑤総会における議決権を認められており組合経営に参加することを可能にしていること、により協同組合の資本における出資金は、全体として企業における資本と同じ特徴を備えていると反論している。

さらに最終基準公表後ではあるが日本生協

連も2004年4月に出資金に関する会計基準問題に関して見解を表明しており、そのなかで①組合員の出資金は組合員に義務と権利を生じさせること、②組合員への出資金の買い戻しには制約があること、③組合員の出資金には組合の損失によるリスクがあること、④可変資本は協同組合原則を基礎としておりまた生協法のもとで積み立てられる法定準備金の基準となっていること、⑤出資配当は事前に決められておらず利益処分として総会で決められること、⑥出資金の区分を負債とすることは協同組合の利益を損ねるものであること、により組合員の出資金は資本であるとIASBに対して強く反論を行った。

しかし、こうした様々な協同組合陣営からの反論にも関わらず、2003年12月にIASBから公表されたIAS32号最終基準の該当部分をみると、「18.(b) 現金または他の金融資産と交換に発行体に買い戻させる権利を保有者が持つ金融商品は、負債である。これは、現金または他の金融資産の金額が、増減の可能性のある指標その他の項目に基づいて算定されるものや、金融商品の法的形態が、発行体の残余財産に対する権利を保有者に与えるものも、同様である。

現金又は他の金融資産と交換に発行体に金融商品を買戻させるといふ保有者の選択権の存在は、負債の定義に当てはまる。例えば、オープンエンドのミューチュアルファンド、ユニットトラスト、パートナーシップ、そしてある種の協同組合は、出資者または組合員に、発行体の資産価値のうち出資金に比例する部分を現金で発行者がいつでも買戻す権利を与えている。」とある(注4)。

このように組合員が協同組合に対し買戻しを請求できる選択権を持っている出資金に

ついては、負債にあたりと明確に定義した。この最終基準書は2005年1月1日以降適用されるとあり、EU域内への導入手続きを経た上で、上場企業はこの会計基準に従った連結財務諸表を作成することになるとみられる。

ただし、最終基準が公表されて以降も、改訂された基準の解釈指針を作成する解釈指針委員会(IFRIC: International Financial Reporting Interpretations Committee)では、IAS32号についての議論が続いている。とくに2004年2月及び3月開催の会議では、欧州の協同組合組織から代表者が招かれ、協同組合当事者の意見を交え議論が行われた。

これらの議論の結果、2004年5月のニュースレターによれば、IAS32号の最終基準そのものには変更がないものの、「地域法、条令、定款により強制的に買戻しを禁止される範囲で、組合員の出資金は資本とすることを、解釈指針の公開草案では提案する」という結論にIFRICは達したとある。なお、2004年3月の会議における論点説明には、買戻しの禁止例として、新しい組合員が見つからないかぎり、事業体が組合員の出資金の買戻しを禁止するケースを挙げている。

本稿執筆時点で、IAS32号に関する解釈指針は最終決定されていないため詳細は不明であるが、組合による出資金の買戻しに制限を加えることで、出資金を負債ではなく資本とみなす方向でとりまとめが行われる可能性は高いといえる。ただしそれがEU各国の協同組合で受け入れられるのか、またそのことにより協同組合組織にどのような影響がでるのかは現段階では予想できない。ICA事務局長が指摘したように、協同組合の事業運営上、様々な影響が出る可能性もあろう。

(注4) 財団法人財務会計基準機構による2003年12

月17日付 IASBプレスリリース訳(ホームページhttp://www.asb.or.jp/)を参考に筆者訳

4 国際会計基準IAS32号の改訂による日本の農業協同組合への影響

日本がIFRSそのものを国内企業に対して採用することは当面考えられず、現状では日本の農業協同組合の会計に対して、上記の国際会計基準IAS32号が適用される可能性は非常に小さいとみられる。

ただし、会計ビッグバン以降の日本の会計制度は国際会計基準との調和が大きな流れであり、また国際的な会計制度の収斂の動きもあるため、情勢は大きく変わる可能性もある。加えて96年の農協法改正により農協の会計にも商法の規定が準用されるようになったため、「農業協同組合と一般企業とが、商法の準用を通じて会計に関しては基本的には共通の基盤に立った」ことにも留意する必要がある(注5)。具体的には農協法50条の4に「組合の帳簿その他の書類については、商法第32条、第33条、第35条及び第36条の規定を、組合の計算については、同法第285条の規定を準用する。」とあるためである。先の協同組合学会で報告した東日本国際大学の松崎氏によれば「企業会計原則や企業会計基準委員会が公表した会計基準が、農協法50条の4を通じて直ちに農協法会計を規制するものではない」としているが、同氏も「農協法会計も怒涛のように押し寄せる国際会計基準から孤塁を保つことは困難」としている(注6)。

このようにIFRSそのものを採用しない場合でも、IFRSに配慮した新たな企業会計基準が作られるならば、それは何らかのかたちで農協会計に影響する可能性が高いと考えるべきで、わが国の農協組織も国内の会計基準

を巡る動きを注視していく必要がある。

なお、もしIAS32号の国内への適用というような動きが生じた場合には、米国協同組合事業協会(NCBA)の取組みが参考になる。2003年11月にNCBAは、IAS32号と同様の内容を持つ米国会計基準FAS第150号の発効について、米国内の協同組合の協力とロビー活動により、FASBより期限を設けない発効の延期を引き出したのである(注7)。

(注5) 日本公認会計士協会編著『J Aの会計実務(新訂)』全国協同出版2001年5月 P11

(注6) 松崎良「企業会計基準と協同組合会計」日本協同組合学会2004年度春季研究大会報告要旨

(注7) 栗本昭「協同組合のアイデンティティを脅かす国際会計基準の改定提案」ニューズレター協同金融No53(2004年2月)

5 協同組合における出資金の可変性について

ここでIAS32号改訂の要因となった組合員の出資金の買い戻しについて考えてみたい。

組合が組合員の出資金の買い戻しを認めることにより、その出資金は可変的な性格を持つことになるが、そもそも出資金の可変性は協同組合原則における「組合員の加入・脱退の自由」(第1原則)に基づくもので、協同組合における資本調達の特質であり、まさに協同組合のアイデンティティを示すものである。しかし、組合員の自由な加入・脱退によりその出資金も増減するという出資金の可変性は、「協同組合の組織的な強さであると同時に資本的には弱さ」となる(注8)。例えば、資本が資産の調達手段としての、あるいは債権者に対する債権の担保としての性格も持つことを考えれば、それが可変的性格を持つことの問題点は容易に指摘できるであろう。

ただし、協同組合の出資金が可変的性格を持つからといって、実際に出資金の変動が大

きいかといえそうではない。例えば、ドイツでの調査によれば協同組合の出資金の回転は年間0.2%未満であり、また農中総研の調査でも組合員の脱退・加入による農協の出資金への影響は0.1%に過ぎず、むしろ協同組合の出資金は固定的性格が非常に強いといえる（平成15年度第2回信用事業動向調査）。

しかし、今回のIAS32号の改訂においては、実態上固定的であっても、形式上可変的であることにより、協同組合の出資は資本ではなく負債とされた。これはISABが、個々の事業体の特殊性を斟酌することよりも、その外形的な形式を優先したということであろう。

先にみたように、出資金の可変性は、それが組合員の加入・脱退の自由という協同組合原則に関わる以上、協同組合である限り否定することはできない。そのため協同組合資本において出資金部分の不安定性は形式的には常について回ることになる。とすれば、協同組合のアイデンティティに関わる出資金の可変性を維持しつつ、出資金を含む協同組合資本の安定性をいかに強化していけるかが、経済及び会計のグローバル化の波が押し寄せるなかで、協同組合組織にとって問われることになる。

一つの方法としては、協同組合の資本調達手段を多様化することで、協同組合資本の充実を図ることが考えられる。例えばわが国においても、93年の「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」により、優先出資による資本調達は可能になっているが、諸外国の協同組合組織では、優先出資に限らず多様な資本調達手段によって自己資本の充実を図り、出資金の不安定性を補う動きがみられている（注9、10）。日本の農協系統組織においては、当面世代交代に伴う組合員出資の変動をいかに抑制するかが重要と考えられるが（注11）、

将来的には、諸外国にみられる員外からの資本調達や出資金の流出を防ぐ制度的対応等も参考に、協同組合資本の安定性を強化するための取組みを進めていく必要がある。

（注8）堀越芳昭『協同組合資本学説の研究』日本経済評論社1989年11月 P42

（注9）山岡英也『協同組合における資本調達』生協総研レポートNo3生協総合研究所1992年 P18～19

（注10）齊藤由理子「農協の自己資本と出資金」農林金融2000年9月（独・仏・オランダ・カナダの事例）

（注11）リタイヤする昭和一桁世代の出資金を次世代へ確実に承継することが当面の課題とみられる。

おわりに

今回の国際会計基準IAS32号改訂を巡る動きは、経済だけでなく会計のグローバル化も協同組合に影響を与える時代になったことを示している。そして協同組合陣営としては、協同組合の本質を無視したこうした動きに対してはこれからも断固とした態度で粘り強く反論していくことが必要であるが、同時に、会計を巡る環境変化の激しさに鑑みその影響を最小限に抑えるための対策を進めておくことも考慮すべきであろう。

（内田多喜生）

参考資料

矢農理恵子「国際会計基準の設定現場」中央青山監査法人ホームページ <http://www.chuoaooyama.or.jp/>
明田作「協同組合の資本問題と会計制度」（注6）に同じ

堀越芳昭「協同組合「資本」の制度的諸課題」同上
齊藤敦「国際会計基準の動向と協同組合への影響」同上

三輪豊明『図解「国際会計基準」入門の入門』PHP文庫2003年6月

佐藤達夫「会計ビッグバンと農協会計への影響」農林金融1999年10月